

新型コロナウイルス感染症対策融資のご案内

茨城県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている中小企業者向けに「新型コロナウイルス感染症対策融資」を設けております。

融資の概要

<融資対象者>

県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（セーフティネット保証4号）について、市町村長の認定を受けた者
- (2) 経済産業大臣の指定を受けた業種（※1）に属する事業を営んでおり、最近3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること（セーフティネット保証5号）について、市町村長の認定を受けた者
- (3) 令和2年2月1日以降において、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少すること（危機関連保証）について、市町村長の認定を受けた者

（※1）中小企業庁のHP（セーフティネット保証5号の指定業種）をご覧ください。

<融資条件>

資金枠 ※併用可	新型コロナウイルス 感染症対応資金枠	県単独枠
融資限度額	3,000万円	5,000万円
融資期間 (据置期間)	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給（※2）	なし
信用保証料率	0.85%	0.70%又は0.80%
信用保証料 の補助	10/10又は5/10補助（※2）	なし
資金使途	経営の安定に必要な資金	

（※2）裏面の「利子補給・保証料補助を受けられる条件」をご覧ください。

利子補給・保証料補助を受けられる条件

- ①個人事業主（小規模事業者に限る。）
→ 売上高等 5%以上減少で、利子 3 年間 10/10 補給，保証料 10/10 補助
- ②小規模事業者・中規模事業者（①を除く。）
→ 売上高等 5%以上 15%未満減少で、保証料 1/2 補助 ※利子補給なし
→ 売上高等 15%以上減少で、利子 3 年間 10/10 補給，保証料 10/10 補助

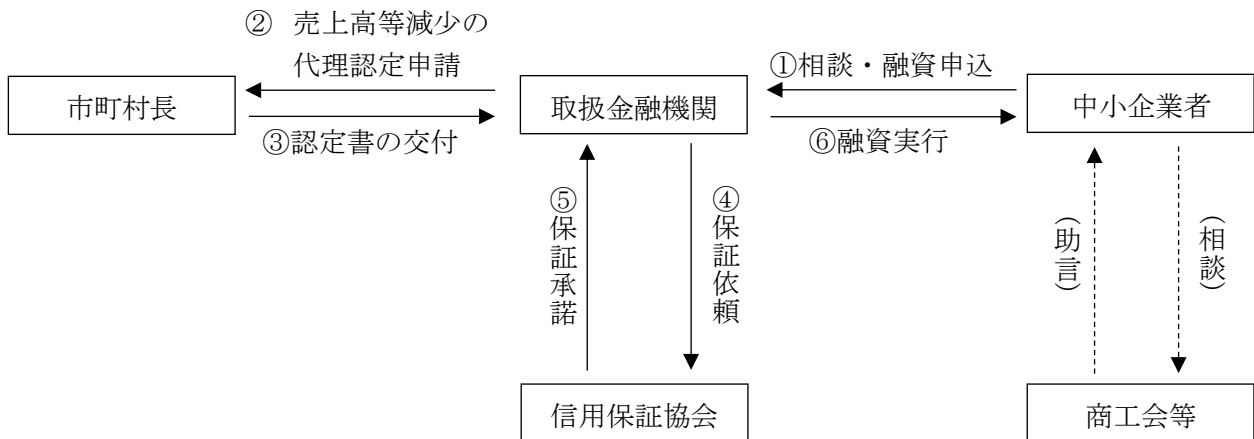
（小規模事業者の範囲）

業 種	常時使用する従業員数
ア 製造業，建設業，運輸業，その他（イ～エを除く。）	20人以下
イ 卸売業	5人以下
ウ 小売業	5人以下
エ サービス業（うち宿泊業・娯楽業）	5人以下（20人以下）

融資の流れ

融資の申し込みは取扱金融機関へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・
栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・
烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・
商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

取扱期間

令和 3 年 1 月 31 日融資実行分まで（保証申込は令和 2 年 12 月 31 日受付分まで）

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ
茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL 029-301-3530

令和 2 年 5 月作成